



# 空き缶等の 散乱防止をテーマとした ポスター及び 標語作品の募集

平成15年12月1日から「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」がスタートしました。

この条例では、道路、公園、河川、海岸、その他の公共の場所や私有地に、空き缶等をポイ捨てすることを禁止しています。

また、歩きタバコや、吸い殻入れが付近に設置されていない場所で、吸い殻入れを携帯していないときの喫煙は自粛を求めています。

条例では、広く空き缶等の散乱防止についての関心と理解を深めるため、6月1日から6月30日までを「空き缶等散乱防止期間」と定めており、北海道ではその趣旨にふさわしい各種の取り組みを進めています。その一環として空き缶等の散乱防止をテーマとした「ポスター」及び「標語」を次のとおり募集します。多くの応募をお待ちしております。

## ポスターの部

### 応募資格

- 北海道内の小学4～6年生・中学生  
※ポスターについては各小中学校で取りまとめることとなります。

## 標語の部

### 内容

- 環境美化の大切さや空き缶等の散乱防止を訴えるもの  
(15字から40字程度)

### 応募資格

- どなたでも応募できます。ただし、個人によるものとします。なお、応募作品は未発表で自作のものに限ります。

### 応募方法

- ハガキ、電子メールまたはファックス1通に1作品を記入し、住所・氏名(ふりがな)・電話番号をご記入の上、下記のあて先までお送り下さい。一人何作品でも応募できます。  
※あて先

北海道 環境生活部 環境政策課 環境推進グループあて  
・郵 送 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
・電子メール kansei.kansei1@pref.hokkaido.jp  
・ファックス 011-232-1793

### 募集期間

- 平成16年6月1日(火)から平成16年9月10日(金)まで

応募作品については、審査会を設け、入賞者(最優秀賞1点、優秀賞2点)を決定します。

標語の部における審査結果は、入賞者に通知し賞状と記念品を贈呈します。また、入賞作品については、北海道のホームページ上で作品及び氏名を掲載するとともに、北海道における散乱防止の啓発標語として使用します。

なお、応募作品についてはいずれも返却せず、入賞作品の著作権は北海道に帰属するものとします。

■北海道 環境生活部 環境室環境政策課 環境推進グループ

☎011-231-4111 (内線24-222)

■留萌支庁 地域政策部 環境生活課 環境保全係

☎0164-42-1511 (内線2971)

